

地域猫活動に係る不妊去勢手術実施制度（無料）について
（動物病院で実施の場合）

令和8年4月1日

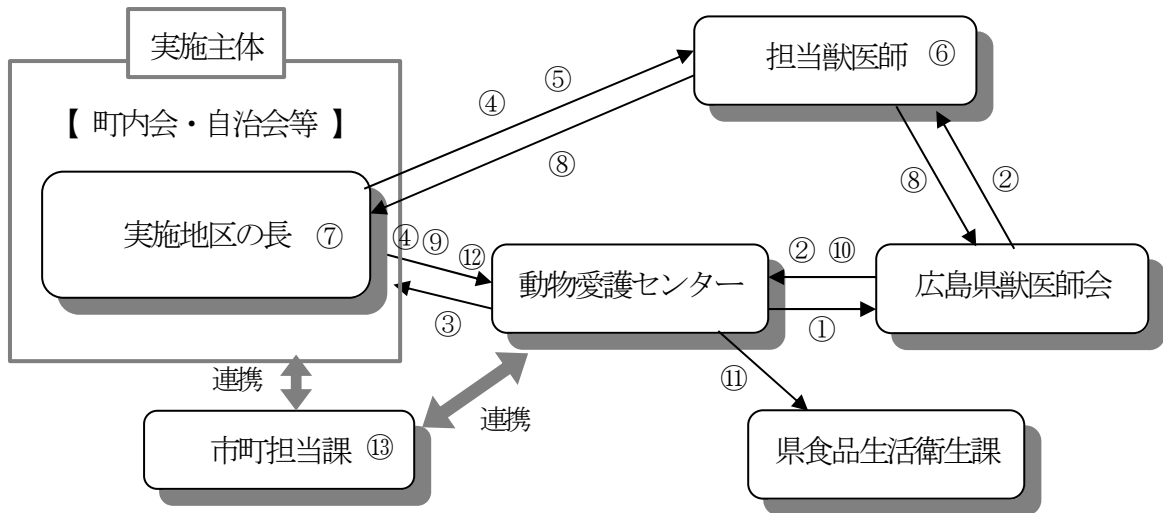
【 制度の概要 】

- 広島県内（広島市、呉市及び福山市を除く。）で実施される「地域猫活動協力基準（地域猫活動協力要請書の別紙）」に則した地域猫活動を対象に、無料で不妊去勢手術を実施する。
- 広島県獣医師会との協働事業（不妊去勢手術の実施を広島県獣医師会に委託）
- 令和8年度実施頭数：500頭（先着順で500頭に達し次第終了）

【 関係者の役割 】

町内会・自治会等 （申請者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域猫活動に係る不妊去勢手術協力申請書を動物愛護センターに提出 ・ 担当獣医師との調整（不妊去勢手術実施スケジュール、猫の搬入日時等の決定） ・ 担当獣医師との調整結果を動物愛護センターに連絡 ・ 保護した地域猫を動物病院等へ搬入 ・ 担当獣医師へ「地域猫活動に係る不妊去勢手術協力承認通知書」を提示し、「管理している猫の一覧（兼不妊去勢手術実施台帳）」及び「写真添付票」を提出 ・ 手術実施後の地域猫を引き取り、手術後の地域猫の様態（耳カット等）を撮影した上で、元の場所へリターン ・ 動物愛護センターに「管理している猫の一覧（兼不妊去勢手術実施台帳）」の写し・手術後の地域猫の様態（耳カット等）写真を添付した「写真添付票」・「地域猫活動に係る不妊去勢手術実施報告書」を提出（翌月10日㈬）
担当獣医師 （手術の実施）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会・自治会等との調整（不妊去勢手術実施スケジュール、猫の搬入日時等の決定） ・ 「管理している猫の一覧（兼不妊去勢手術実施台帳）」及び「写真添付票」に記載の地域猫と同一個体であることを確認の上、不妊去勢手術の実施（雄は右耳、雌は左耳の耳先をV字カット） ・ 「管理している猫の一覧（兼不妊去勢手術実施台帳）」に必要事項を記入し町内会・自治会等へ返還するとともに、その写しを広島県獣医師会へ提出（翌月10日㈬）
広島県獣医師会 （調整）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当獣医師の決定及び動物愛護センターへの連絡 ・ 担当獣医師が実施した不妊去勢手術の実施状況を取りまとめ、動物愛護センターへ報告
市町担当課 （連携・調整）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会・自治会等及び動物愛護センターとの連携・調整
動物愛護センター （申請受理機関）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書を受理・審査するとともに、町内会・自治会等へ「地域猫活動に係る不妊去勢手術協力承認通知書」を送付 ・ 広島県獣医師会へ担当獣医師の決定を依頼 ・ 広島県獣医師会が決定した担当獣医師を町内会・自治会等へ報告 ・ 不妊去勢手術の実施状況を県食品生活衛生課へ報告 ・ 各関係者との連携・調整

【 不妊去勢手術の具体的な進め方 】



- ① 動物愛護センターは、広島県獣医師会に「本要領に基づき不妊去勢手術を実施する獣医師（以下『担当獣医師』という。）」の決定を依頼する。
- ② 広島県獣医師会は、担当獣医師を決定し、動物愛護センターに連絡する。
- ③ 動物愛護センターは、実施地区の長に担当獣医師を連絡する。
- ④ 実施地区の長は、担当獣医師と調整し、不妊去勢手術実施スケジュールを作成するとともに、猫の搬入日時、その他必要な事項を決定し、その内容を動物愛護センターに連絡する。
- ⑤ 実施地区の長は保護した地域猫を動物病院等に搬入する際に、担当獣医師に「地域猫活動に係る不妊去勢手術協力承認通知書（別記様式第2号）」を提示するとともに、その写しに「管理している猫の一覧（兼不妊去勢手術実施台帳）（別記様式第3号）」及び「写真添付票（別記様式第3号の2）」を添付して提出する。なお、実施地区の長は地域猫を保護できず、指定された日時に動物病院等に搬入できない場合は、速やかに担当獣医師及び動物愛護センターに連絡しなければならない。
- ⑥ 担当獣医師は、不妊去勢手術を実施する際、「管理している猫の一覧（兼不妊去勢手術実施台帳）（別記様式第3号）」及び「写真添付票（別記様式第3号の2）」に記載の地域猫と同一個体であることを確認することとし、万が一、同一個体と判断できない場合は速やかに動物愛護センターに連絡する。なお、オスは右耳、メスは左耳の耳先をV字カットする。
- ⑦ 実施地区の長は、不妊去勢手術実施後、地域猫を引き取り、手術後の地域猫の様態（耳カット等）を撮影した上で、保護した場所に戻す。
- ⑧ 担当獣医師は、不妊去勢手術実施後、「管理している猫の一覧（兼不妊去勢手術実施台帳）（別記様式第3号）」に必要事項を記入し実施地区の長に返還するとともに、その写しを翌月10日までに広島県獣医師会に提出する。
- ⑨ 実施地区の長は、不妊去勢手術実施後、担当獣医師から返還された「管理している猫の一覧（兼不妊去勢手術実施台帳）（別記様式第3号）」の写し、手術後の地域猫の様態（耳カット等）写真を添付した「写真添付票（別記様式第3号の2）」、及び「地域猫活動に係る不妊去勢手術実施報告書（別記様式第4号）」を翌月10日までに動物愛護センターに提出する。万が一、同一個体と判断できなかった場合、動物愛護センターは実施地区の長に事実を確認するものとする。
- ⑩ 広島県獣医師会は、担当獣医師が実施した不妊去勢手術の実施状況を取りまとめ、翌月20日までに動物愛護センター所長に報告する。
- ⑪ 動物愛護センター所長は、1か月ごとの手術頭数を集計し、県食品生活衛生課に報告する。
- ⑫ 実施地区の長は、承認された地域猫活動に係る不妊去勢手術を全頭完了した場合は、遅滞なく動物愛

護センター所長に「管理している猫の一覧（兼不妊去勢手術実施台帳（別記様式第3号）」の写し、「写真添付票（別記様式3号の2）」及び「地域猫活動に係る不妊去勢手術完了報告書（別記様式第5号）」を提出する。

- ⑬ 実施地区の長及び動物愛護センターは、不妊去勢手術の実施にあたっては、市町担当課と十分連携して調整・協議等を行うものとする。